

利根町告示第 35 号

平成 30 年第 2 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 5 月 22 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 平成 30 年 6 月 1 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成 3 0 年 第 2 回 利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	6 . 1	金	本 会 議	開会 提出議案説明	午前10時
2	6 . 2	土	休 会	議案調査	
3	6 . 3	日	休 会	議案調査	
4	6 . 4	月	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（2人）	午後1時30分
5	6 . 5	火	休 会	議案調査	
6	6 . 6	水	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（2人）	午後1時30分
7	6 . 7	木	休 会	議案調査	
8	6 . 8	金	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成 30 年第 2 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

平成 30 年 6 月 1 日 午前 10 時開会

1. 出席議員

1 番	大 越 勇 一 君	7 番	高 橋 一 男 君
2 番	新 井 滄 吉 君	8 番	今 井 利 和 君
3 番	石 山 肖 子 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	花 嶋 美清雄 君	10 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	新 井 邦 弘 君	11 番	石 井 公一郎 君
6 番	坂 本 啓 次 君	12 番	船 川 京 子 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜 章 君
教 育	長	杉 山 英 彦 君
総 務 課	長	清 水 一 男 君
企 画 課	長	飯 塚 良 一 君
財 政 課	長	武 藤 武 治 君
税 務 課	長	赤尾津 政 男 君
住 民 課	長	金 子 三千雄 君
福 祉 課	長	大 塚 達 治 君
子 育 て 支 援 課	長	岡 野 成 子 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩 谷 美 弥 子 君
環 境 対 策 課	長	大 津 善 男 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		川 上 叔 春 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大 越 直 樹 君
都 市 建 設 課	長	石 川 篤 君
会 計 課	長	佐 藤 宏 君
学 校 教 育 課	長	大 越 克 典 君
生 涯 学 習 課	長	野 田 文 雄 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

3 番	石 山 肖 子 君
4 番	花 嶋 美清雄 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成30年6月1日（金曜日）

午前10時開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の件 |
| 日程第3 | 報告第1号 平成29年度利根町一般会計継続費の繰越しについて |
| 日程第4 | 報告第2号 平成29年度利根町一般会計繰越明許費について |
| 日程第5 | 報告第3号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について |
| 日程第6 | 議案第27号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第7 | 議案第28号 利根町都市計画税条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第8 | 議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第9 | 議案第30号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について |
| 日程第10 | 議案第31号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について |
| 日程第11 | 議案第32号 利根町総合振興計画条例 |
| 日程第12 | 議案第33号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第34号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第35号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第36号 市町の境界変更について |

日程第16 議案第37号 市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議について

日程第17 議案第38号 利根町監査委員の選任について

日程第18 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 報告第1号

日程第4 報告第2号

日程第5 報告第3号

日程第6 議案第27号

日程第7 議案第28号

日程第8 議案第29号

日程第9 議案第30号

日程第10 議案第31号

日程第11 議案第32号

日程第12 議案第33号

日程第13 議案第34号

日程第14 議案第35号

日程第15 議案第36号

日程第16 議案第37号

日程第17 議案第38号

日程第18 休会の件

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に、平成30年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任いたしました課長を紹介いたします。挨拶は自席でお願いいたします。

大塚達治福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） 4月1日付で福祉課長を拝命いたしました大塚達治と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 狩谷美弥子保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） おはようございます。4月1日付で保健福祉センター所長を拝命いたしました狩谷美弥子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 川上叔春保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（川上叔春君） おはようございます。4月1日付で保険年金課長兼国保診療所事務長を拝命いたしました川上叔春と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 佐藤 宏会計課長。

○会計課長（佐藤 宏君） おはようございます。4月1日付で会計課長を拝命いたしました佐藤 宏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 大越克典学校教育課長。

○学校教育課長（大越克典君） おはようございます。4月1日付で学校教育課長を拝命いたしました大越克典でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

閉会中において、会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員派遣をしたので報告いたします。

次に、監査委員から、平成30年2月分から平成30年4月分の現金出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

以上報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

3番 石 山 肖 子 議員

4番 花 嶋 美清雄 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの通算8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月8日までの8日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳は、お手元に配付した会期日程のとおりです。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、町長に、行政報告及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、昨今の景気に触れますと、4月の内閣府の判断では、景気は緩やかに回復し、先行きは雇用や所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとの見方が4カ月連続で示されており、こうした好環境が漂う社会情勢ではありますが、地方がこの好環境を実感するまでには依然として時間がかかることから、今後も気を引き締めて財政運営をしていきたいと考えております。

ここで、これまでの主な事業の進捗状況や今後の予定等について申し上げたいと思います。

初めに、福祉関係でございますが、シルバーカーの購入補助事業についてです。この事業は、高齢者の歩行を容易にし、生活の行動範囲を広げることで、生きがいつくりと健康の向上を図ることを目的に、シルバーカーの購入費用の一部について補助金を支給するもので、事業内容については、既に「広報とね」5月号や町公式ホームページで周知を行っており、補助金交付申請の受け付けを開始したところでございます。

次に、高齢者福祉関係で、福祉バスの運行状況ですが、ことし4月から福祉バスを1台増車し、2台の車両で二つのコースを運行しております。利用者の方からは、以前より便利になったなどの感想を聞いております。

また、納車がおくれ、これまでご不便をかけていた福祉バスについても、先月中旬から新車両での運行を始めており、利用される方々に快適に乗車していただけるようになりました。

続いて、環境対策関係でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、汚染された枝葉をもえぎ野台の公園敷地地下に埋設保管しておりましたが、環境省のガイドラインにより、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の場合、通常処分が可能となったことから、撤去処分を開始いたします。これにより、安心・安全な住環境の推進を図ってまいります。

次に、保健福祉センター関係でございますが、ことし4月より保健福祉センター内に開設しました母子保健型の子育て包括支援センターでは、妊娠期から就学前までの子育て期の相談支援を行うとともに、関係機関との連携を行い、切れ目のない支援を行うことにより、安心して子育てができる体制を整備いたしました。

続いて、農業振興関係でございます。今年度から新規事業を行いまして、稲刈り体験事業につきましては、自然派志向のファミリー層を町内外から呼び込み、利根町産米のPRと町のPRを行います。

また、稲刈り体験事業の開催日時や体験補助及び協力していただける農家の方も決定しましたので、7月募集を開始する予定で準備を進めております。

次に、利根北部地区の基盤整備促進費交付事業ですが、担い手への農業集積の状況に応じて、中心的担い手へ農地を集積することで、その集積面積の割合に応じて交付金が交付される制度であります。昨年度、利根北部地区の担い手への集積が55%を超えたことにより、国へ基盤整備促進計画の変更申請を行いまして、今年度から農家負担分に充当し、農家の負担軽減を図っていきます。

続きまして、道路の整備関係では、緊急車両の通行できない道路の拡幅事業である町道1234号線につきまして、道路拡幅整備要望書が提出されましたので、立木寺内地区道路拡幅事業を今年度より着手いたします。

また、町内の地域間交流の促進を図るため、羽根野台、早尾台地区ともえぎ野台地区を結ぶ町道103号線の延伸整備について、茨城県による過疎代行事業として要望してまいりました。このたび国土交通大臣より基幹道路として指定されましたので、茨城県が町にかわって当該道路の延伸整備事業を実施することになりました。

続いて、教育関係でございますが、5月から利根町図書館において、英語担当教員による英語教室を開始しています。第1回目の5月13日には、約63名の小学生が参加してください、盛況のうちに終了することができました。第2回目は6月17日に開催する予定でありまして、7月以降につきましては、本定例会に補正予算を上程しておりますが、ALTなどを活用し、実施していきたいと考えております。

また、利根町公民館駐車場拡幅工事の進捗状況については、6月下旬までには埋め立て用スロープが完成し、良質残土の受け入れ体制が整う予定でございます。

続いて、防災関係でございますが、町と自主防災組織との連携による防災訓練につきましては、7月27日に開催された区長会総会において、防災訓練の概要説明を行いまして、訓練の参加依頼について各区長に説明を行ったところでございます。

最後に、総務行政一般について申し上げます。高齢者の交通事故の減少対策としての高齢者運転免許証自主返納支援事業については、「広報とね」5月号に制度の詳細について掲載をいたしました。また、申請の受け付けについては、本日から開始をしております。

次に、町公式ホームページからアクセスできる庁舎屋上のライブカメラにつきましては、

設置に向けて既に事業者と打ち合わせを行い、設置準備を進めているところでございます。

続いて、自治基本条例につきましては、条例策定のための諮問機関を8月をめどに設置するため、まずは本条例の策定にご協力をいただける公募委員の募集を「広報とね」6月号や町公式ホームページで周知したところでございます。

以上、これまでの主な取り組み状況などについて申し上げましたが、町が抱える課題はたくさんございます。一つ一つ課題解決に努めながら、魅力あるまちづくりに向け努力していきたいと考えておりますので、議員の皆様方には、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今定例会におきましては、報告が3件、専決処分が5件、補正予算が1件、その他条例改正など、合計15件のご審議をお願いするものであります。

報告第1号は、平成29年度利根町一般会計継続費の繰越について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

報告第2号は、平成29年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第3号は、平成29年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第27号は、利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第28号は、利根町都市計画税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第29号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第30号は、平成29年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、議案第31号は、平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第32号は、利根町総合振興計画条例で、地方自治法の一部改正により、法的な策定義務がなくなりましたが、総合振興計画を町の最上位計画として位置づけるとともに、その策定手続等について条例で定めたいので提案するものでございます。

議案第33号は、利根町医療福祉支給に関する条例の一部を改正する条例で、茨城県医療福祉対策要綱等の改正により、小児の対象年齢が拡大されることに伴い、町条例を改めたいので提案するものでございます。

議案第34号は、利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことにより、町の放課後児童支援員の基礎資格の規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第35号は、平成30年度一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ742万3,000円を追加し、総額を53億6,406万5,000円とするものであります。

議案第36号は、市町の境界変更についてで、土地改良事業の実施に伴い、境界の変更と

面積の清算を行うため、地方自治法第7条第6項の規定により提案するものであります。

議案第37号は、市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてで、龍ヶ崎市と利根町との境界変更に伴い、当該区域内の土地の処分協議をするため、地方自治法第7条第6項の規定により提案するものであります。

議案第38号は、利根町監査委員の選任についてで、利根町大字大平424番地、五十嵐 弘氏を利根町監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船川京子君） 行政報告及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3、報告第1号 平成29年度利根町一般会計継続費の繰越について、日程第4、報告第2号 平成29年度利根町一般会計繰越明許費について、日程第5、報告第3号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についての3件について報告を求めます。

まず、報告第1号及び報告第2号について、武藤財政課長。

〔財政課長武藤武治君登壇〕

○財政課長（武藤武治君） 報告第1号 平成29年度利根町一般会計継続費の繰越についてを補足してご説明申し上げます。

これは継続費としている2件の事業におきまして、事業費の一部について通次繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

まず、款7土木費、項4都市計画費、事業名が都市計画マスタープラン業務委託は、平成29年度から平成30年度までの2カ年の継続事業でございます。総額966万7,000円のうち、平成29年度予算減額は460万7,000円で、支出済額は265万6,800円となり、残額が195万200円出ましたので、同額を通次繰越いたしました。

次に、款8消防費、項1消防費、事業名が防災行政無線同報系デジタル化工事も、平成29年度から平成30年度までの2カ年の継続事業でございます。総額1億4,540万1,000円のうち、平成29年度予算現額は3,587万8,000円で、支出済額は3,587万7,600円となり、残額が400円出ましたので、同額を通次繰越いたしました。

説明は以上でございます。

続きまして、報告第2号 平成29年度利根町一般会計繰越明許費についてを補足してご説明申し上げます。

これは本年3月定例会の補正予算で繰越明許費の議決をいただきました3事業につきまして、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

上から順にご説明申し上げます。

まず、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名が道路改良工事事業で、翌年度繰越額は5,832万1,000円でございます。これは立木地内の町道112号線の拡幅改良工事の事業費で、用地交渉の難航により年度内に登記が完了できなかった用地取得費、移転補償費及び予算を組み替えた改良工事費でございます。

次に、同じ款、項の事業名が都市再生整備計画事業で、翌年度繰越額は1,660万6,000円でございます。これは羽根野台地内の町道1424号線の修繕工事で、東京電力とN T Tの配電線の敷設工事に日数を要し、年度内に完了できなかったためでございます。

次に、款 8 消防費、項 1 消防費、事業名が消防施設維持管理費で、翌年度繰越額は1,000万円でございます。これは、先ほど申し上げました立木地内の町道112号線の拡幅改良工事に伴う防火水槽の移設工事でございます。移設は道路改良工事に合わせて実施しますので、繰り越しとなりました。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、報告第 3 号について、石川都市建設課長。

〔都市建設課長石川 篤君登壇〕

○都市建設課長（石川 篤君） それでは、報告第 3 号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定に基づきまして報告するものでございます。

款 1 下水道費、項 1 下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で、272万1,000円を繰り越しするものでございます。これは県の浄化センター内の建設工事に伴う町の負担金でございまして、県の事業が年度内に完了することができなかったことに伴いまして繰り越しをするものでございます。

次に、下段の事業名が公共下水道事業変更計画策定業務委託で753万8,400円を繰り越しするものでございます。これは、利根町公共下水道事業において、上位計画の改定に伴う事業計画の見直し及び平成27年度の下水道法の改正により、新たに長期的な維持管理などの事業計画を作成することとなったことに伴う業務が主な委託内容でございます。

上位計画に当たります茨城県霞ヶ浦流域総合計画の策定業務が繰越事業になったことにより、茨城県からの資料提供が平成30年度になったことに伴いまして繰り越しするものでございます。

なお、繰越額の財源内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 以上で、報告第 1 号から報告第 3 号までの報告が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第 6，議案第27号 利根町税条例等の一部を改正する条例の

専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

赤尾津税務課長。

〔税務課長赤尾津政男君登壇〕

○税務課長（赤尾津政男君） それでは、議案第27号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、第196回通常国会において提出されました地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、町条例においても改正の必要があることから専決処分したものでございます。

それでは、改正内容について、議案第27号、参考資料2、利根町税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、第1条による改正をご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。下線の部分が改正箇所でございます。

第20条、年当たりの割合の基礎となる日数の改正です。延滞金の計算については、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算するとした規定ですが、第48条及び第52条の改正に伴う所要の整備であります。それぞれ項が追加、入れかえされたための改正です。

第23条、町税の納税義務者等の改正です。第1項については、法律の改正に合わせた文言の改正です。第3項は、法人化していない団体であっても、収益事業を行っていれば法人町民税の規定を適用するとしたものですが、電子申告の義務化までは適用しないこととするための改正です。

2 ページをごらんください。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲の改正です。第1項は、法律改正に合わせた文言の改正です。第2号については、障害者、未成年者、寡婦・寡夫に対する非課税限度額を引き上げるための改正であります。第2項については、控除対象配偶者の定義変更に伴い改正するものです。また、均等割の非課税限度額を引き上げるための改正です。

第31条、均等割の税率、第2項の改正は、法律改正に伴う文言の改正です。

第34条の2、所得控除の改正は、基礎控除額に所得要件を創設するための改正です。前年度の合計所得金額が2,500万円を超える方は、基礎控除が受けられないこととなります。

3 ページをごらんください。

第34条の6、調整控除の改正です。調整控除と申しますのは、障害者控除、寡婦・寡夫控除、老人扶養控除等であります。こちらも前年の合計所得が2,500万円を超える方は控除が受けられないこととなります。第1号イ、第2号イは、いずれも法律改正に合わせた文

言の改正です。

4 ページをごらんください。

第36条の2，町民税の申告の改正は，町民税申告要件の見直しです。給与報告書の提出義務のある法人からの給与のみ，または公的年金のみの収入の方で，配偶者特別控除を受ける場合申告が必要でしたが，今回の改正で，所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係る者は，申告しなくてよいこととなりました。所得税法で規定する源泉控除対象配偶者と申しますのは，本人所得が900万円以下，配偶者所得が85万円以下と定義されております。第2項以下の改正は，施行規則の改正に伴う項ずれ及び文言の改正です。

6 ページをごらんください。

第47条の3，特別徴収義務者，第47条の5，年金所得に係る仮特別徴収額等の改正です。こちらも法律改正に伴う文言の改正です。

8 ページをごらんください。

第48条，法人の町民税の申告納付の改正です。第1項については，追加された第10項，第11項に関する所要の整備です。新しい第2項，第3項については，今回追加された項で，国内法人に外国の関連会社が存在し，租税特別措置法の適用を受ける場合には，国外法人が国外で課せられる法人税等を国内法人に係る外国法人に対して課せられる所得税等から控除するとした規定です。新しい第4項から，10ページの第9項までは，項番号の繰り下げと，それに伴う文言の改正です。新しい第10項から第12項は，今回の改正で追加された項です。資金が1億円以上の大きな法人に対する申告書の提出に関し，電子申告の提出義務を課す規定となっております。

第52条，法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正です。

12ページをごらんください。

新しい第2項，第3項が今回の改正で追加されたものです。第2号については，内国法人，外国法人が決算について定時総会が招集できない状況と税務署長が認める場合には，申告期限の延長ができることとされております。その期間について，延滞金算定の期間から除外するという規定であります。第3項については，納期限を延長し，申告した後に減額更正がされ，その後さらに増額更正等があった場合には，延長後の申告期限前に納付されている部分は，その納付がされていた期間を除いて延滞金を計算するとした規定です。

13ページをごらんください。

新しい4項については，項番号の繰り下げたものの改正です。新しい5号，6号についても，今回の改正で追加されたものです。5項は，連結法人が決算について定時総会が招集できない状況と税務署長が認める場合には，申告期限の延長ができることとされておりますが，その期間については延滞金算定の期間から除外するという規定であります。

14ページをごらんください。

第6項については、やはり連結法人が納期限を延長し、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正があった場合には、延長後の納付期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を除いて延滞金を計算するとした規定です。

第54条、固定資産税の納税義務者等の改正ですが、地方税施行規則の項ずれに合わせて改正するものです。

15ページをごらんください。

新しい92条は、製造たばこの区分が新たに創設されました。これは、最近販売量が増加している、いわゆる加熱式たばこに対する税負担の不均衡に対応するための改正です。第92条、19ページ第10項まで、たばこ税の算定に際し、紙たばこへの換算方法等が定められました。また、実施については、激変緩和等の観点から、5年をかけて段階的に移行されることが規定されております。

19ページをごらんください。

第95条、たばこ税の税率の改正です。ことし10月1日から1,000本当たり5,262円から5,692円と改定になります。

第96条第3項の改正は、92条の条ずれに伴う改正です。

20ページをごらんください。

第98条、たばこ税の申告納付の手續についての改正は、94条で売り渡し等について定義語を置いたための改正です。

次は、附則の改正になります。第3条の2、延滞金の割合等の特例についての改正は、第48条及び第52条の改正に伴う所要の整備です。

21ページをごらんください。

第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例については、第52条の改正に伴う所要の整備です。

22ページをごらんください。

第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等については、所得割の非課税限度額の引き上げに伴う改正です。

23ページをごらんください。

10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正です。新しい3項から6項までは、特例期間の終了と法律の改正に合わせた改正と項ずれによる改正です。新しい第7項から第11項までが改正で追加されました。

7項については、電気事業者による特定再生可能エネルギー発電設備のうち、水力を電気に変換する設備で経済産業省の認定を受けたものの固定資産税の特例割合です。法律の参酌基準の3分の2としております。

第8項については、地熱を電気に変換する設備で、やはり経済産業省の認定を受けたものの固定資産税の特例割合です。法律の参酌基準の3分の2としております。

第9項については、バイオマスを電気に変換する設備で、同じく経済産業省の認定を受けたものの固定資産税の特例割合です。法律の参酌基準の3分の2としております。

第10項については、特定太陽光発電設備の固定資産税で、特例割合は法律の参酌基準の4分の3としております。

第11項については、特定風力発電設備の固定資産税で、特例割合は法律の参酌基準の4分の3としております。

24ページをごらんください。

第12項から第16項については、項が追加されたことと、項ずれによる所要の整備のための改正です。

18項については、租税特別措置法に規定する中小企業が生産性向上特別措置法に規定する同意導入促進計画に定める業種に属する機械装置等の導入をした場合の資産税について特例割合です。ゼロとしております。適用期間は3年分となります。

なお、これについて施行日は、生産性向上特別措置法の施行日となります。

第19項については、項の追加による所要の整備のための改正です。

第10条の3，新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告です。

25ページをごらんください。

第3項から28ページの第11項までについては、政令の改正に合わせた項ずれ等の改正です。

28ページの第12項の改正は、法規定の新設に合わせて創設されたもので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、利便性等向上改修工事が行われた実演芸術公演施設に対する固定資産税等の減額措置です。適用を受けようとする場合の手続の規定です。2年分、3分の1が減額される規定になっております。

29ページをごらんください。

第11条から、33ページの第15条までの改正については、法律改正に合わせた適用期間の延長、または条のずれのための改正です。

附則については、34ページから47ページまで、各改正の施行日と経過措置に関する規定です。

47ページの次のページをごらんください。

新旧対照表第2条による改正をご説明いたします。

第94条，たばこ税の課税標準です。第3項の改正は、先ほど加熱たばこの税率について段階的に紙たばこの税率に合わせていくことをご説明いたしましたが、その2年目のための改正です。施行日は平成31年10月1日となっております。

附則第10条の2，法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正は、法律改正に伴う項ずれのための改正です。

次のページをごらんください。

新旧対照表，第3条による改正をご説明いたします。

第94条，たばこ税の課税標準です。第3項の改正は，加熱式たばこの税率を段階的に上げていくことの3年目の改正です。施行日は平成32年10月1日となっております。

次のページをごらんください。

第95条，たばこ税の税率です。一般的なたばこの税率の改正です。1,000本につき5,692円から6,122円に引き上げるものです。施行日は平成32年10月1日です。

次のページをごらんください。

新旧対照表，第4条による改正をご説明いたします。

第94条，たばこ税の課税標準です。加熱たばこの税率改正の4年目です。施行日は平成33年10月1日です。

次のページをごらんください。

第95条，たばこ税の税率です。一般的なたばこの税率の改正です。1,000本につき6,122円から6,552円に引き上げるものです。施行日は平成33年10月1日となっております。

次のページをごらんください。

新旧対照表，第5条による改正をご説明いたします。

第93条の2，94条の改正は，加熱式たばこの税率改正の5年目の改正です。施行日は平成34年10月1日となっております。

新旧対照表，第6条による改正をご説明いたします。

次のページをごらんください。

附則の改正です。第5条，町たばこ税に関する経過措置の改正は，たばこ3級品に係る税率について，新税率の適用を半年延長する等の改正に伴う経過措置です。

議案第27号についての説明は以上です。

○議長（船川京子君） 議案第27号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第27号は，議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の6月8日に，質疑，討論，採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第7，議案第28号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

赤尾津税務課長。

〔税務課長赤尾津政男君登壇〕

○税務課長（赤尾津政男君） それでは、議案第28号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足してご説明申し上げます。

議案第28号、参考資料2、利根町都市計画税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

第1条による改正は、附則の第4項の追加です。税条例の改正にもありました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、利便性等向上改修工事が行われた実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額措置です。適用を受けようとする場合の手続の規定です。

2ページをごらんください。

第5項から、6ページの第14項までの改正は、宅地等及び農地に対する都市計画税の特例ですが、適用期間を平成32年度まで延長することに伴う改正です。

7ページをごらんください。

第2条による改正は、法律改正に伴う項ずれのための改正です。

8ページをごらんください。

附則の改正です。改正の施行日と経過措置の規定です。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 議案第28号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第28号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月8日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩とします。再開を11時5分といたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第8、議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

川上保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長川上叔春君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（川上叔春君） それでは、議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、参考資料1の改正理由にもありますとおり、地方税法施行令の一部を改

正する政令が本年３月31日に公布され、翌４月１日から施行されたことに伴い、国民健康保険税課税額の定義の変更及び課税限度額の引き上げ、並びに低所得者に対する均等割と平等割の軽減措置を改める必要があることから、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料２の新旧対照表によりまして、主な改正部分についてご説明申し上げます。

まず、第２条第１項は、国民健康保険税課税額の定義の変更で、改正内容を要約いたしますと、これまで国民健康保険税は、国民健康保険に要する費用などに充てるため課税をしておりましたが、平成30年度の国民健康保険制度改革に伴いまして、これらの費用に加えて、県に納付する国民健康保険事業費納付金の費用に充てるため、国民健康保険税を課税するものに改めるものでございます。

２ページをお願いします。

第２条第２項は、課税限度額の改正で、基礎課税額の限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるものでございます。

４ページをお願いいたします。

第21条は、国民健康保険税の減額の規定で、低所得者に対する均等割及び平等割の軽減措置規定の改正であります。21条の前段の部分は、課税限度額の改正に伴うものであります。

次のページの第２号は、５割軽減の対象となる世帯で、現行では所得基準の判定の際に被保険者数及び特定同一世帯所得者の合計に27万円を乗じて算出していたものを、27万5,000円に引き上げるものでございます。

次の第３号は、２割軽減の対象となる世帯で、現行では所得基準の判定の際に被保険者数及び特定同一世帯所属者の合計に49万円を乗じて算出していたものを、50万円に引き上げるものでございます。

次のページをお願いします。

附則でございます。第１項は、施行期日でございます。この条例は平成30年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、適用区分でございます。改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 議案第29号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第29号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の６月８日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第9，議案第30号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

武藤財政課長。

〔財政課長武藤武治君登壇〕

○財政課長（武藤武治君） 議案第30号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを補足してご説明申し上げます。

この予算でございますが、歳入におきましては、年度末に各種交付金や補助金等が確定したこと、また、歳出におきましては、事業費の確定に伴いまして補正予算措置を年度内に行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるため提案するものでございます。

5ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。1，変更でございますが、起債の目的で、避難所施設改修工事事業債につきましては、限度額320万円を90万円減額し、230万円とするものでございます。これは、指定避難所である文間地区農村集落センター及び利根東部農村集落センターのトイレ改修工事が完了し、事業費が確定したことによるものでございます。

次に、過疎対策事業債につきましては、限度額1億9,150万円を10万円減額し、1億9,140万円とするものでございます。

内訳でございますが、社会資本整備総合交付金事業につきましては、限度額2,120万円を10万円減額するもので、街路灯改修工事の事業費確定によるものでございます。

次に、過疎対策事業債のソフト事業分ですが、限度額3,500万円は変わらず、充当事業内訳の変更によるものでございます。

変更は、次の3事業でございます。まず、病児保育事業は、限度額240万円を150万円減額、次に妊婦・乳児健診事業は、限度額330万円を60万円減額、次に子育て応援手当支給事業は、限度額640万円を210万円増額したものでございます。いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

次に、2，廃止でございますが、災害援護資金貸付債につきましては、備考欄に記載のとおり、災害援護資金借入れの申し込みがなかったため廃止するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳入でございますが、款2地方譲与税から、次のページの款7自動車取得税交付金までは、平成29年度の交付額決定によるものでございまして、まず、款2地方譲与税、項1自

自動車重量譲与税でございますが、16万2,000円を増額するもので、前年度譲与金総額と比較して1,000円の増でございます。

項2 地方揮発油譲与税は、176万8,000円を増額するもので、前年度譲与金税総額と比較して29万3,000円の減でございます。

款3 利子割交付金は、98万3,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して121万3,000円の増でございます。

款4 配当割交付金は、136万3,000円を減額するもので、前年度交付金総額と比較して227万円の増でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金は、290万1,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して468万7,000円の増でございます。

款6 地方消費税交付金は、1,429万1,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して768万3,000円の増でございます。

9 ページをお願いいたします。

款7 自動車取得税交付金は、1,334万3,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して776万9,000円の増でございます。

次に、款9 地方交付税は、4,823万9,000円を増額するもので、特別交付税の確定によるものでございます。

補正後の地方交付税総額は、18億4,575万4,000円で、前年度交付税総額と比較して1億9,937万円の減でございます。

なお、総額において減となった主な要因は、特別交付税で、平成26年度から平成28年度までの3カ年の継続事業として実施した龍ヶ崎地方塵芥処理組合の施設改良長寿命化工事の平成18年度分の事業費が震災復興特別交付税の算定となっていたことによるものでございます。

款13 国庫支出金、目1 総務費国庫補助金は、268万6,000円を減額するもので、これは、節2 個人番号カード交付事業費補助金が322万5,000円の減額、また、節3 個人番号カード交付事務費補助金は53万9,000円の増額で、それぞれ補助金の額の確定によるものでございます。

款14 県支出金、目1 民生費県負担金は、231万2,000円を増額するもので、これは、障害者自立支援給付費負担金で、当初の見込みより障害福祉サービスの利用数が多かったものによるでございます。

次に、項2 県補助金、目4 農林水産業費県補助金は、93万円の増額でございます。これは、農業委員会交付金の農地利用最適化交付金で、農業委員等の農地利用の活動実績に応じて交付されるもので、平成29年度の実績確定に伴うものでございます。

款15 財産収入、目1 不動産売払収入は、671万8,000円の増額でございます。これは、土地売払収入で、布川の押付本田地区の河川防災ステーション事業、以前は高規格堤防事業

でございますが、に伴う244万2,201円と、立木地内にあるソーラー施設内の法定外道路、いわゆる赤道の土地売却収入の427万5,863円でございます。

10ページをお開き願います。

款16寄附金、目2総務費寄附金は、がんばる利根町応援寄附金で、19万円の増額でございます。3月補正予算計上後、17件のご寄附をいただきました。これにより、平成29年度のがんばる利根町応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、合計77件、総額173万2,000円となっております。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金は、7,902万1,000円の減額でございます。今回の補正で、地方消費税交付金を初め、地方交付税や各種交付金の決定等に伴い、財源が増額となったことから、基金に繰り戻すものでございます。

款19諸収入、目3雑入は、79万9,000円の減額でございます。これは、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金に係る市町村交付金で、平成29年度交付金の確定に伴うものでございます。

款20町債は、冒頭の第2表地方債補正で申し上げました内容でございまして、合計で350万円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、11ページをごらんください。

款2総務費、目1戸籍住民登録費は、322万5,000円を減額するものでございます。これは、個人番号カード交付事業の通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金で、平成29年度の額確定によるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、925万円を増額するものでございます。これは、歳入でも申し上げましたが、障害福祉サービスの利用数の増加に伴うもので、自立支援給付費の確定によるものでございます。

項2児童福祉費は、地方債の財源充当入れかえに伴う財源内訳の変更でございます。

項3災害救助費、目1災害救助費は、250万円の減額で、これは、災害援護資金貸し付けの申し込みがなかったことによるものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

款4衛生費は、地方債の充当入れかえに伴う財源内訳の変更でございます。

款5農林水産業費、目1農業委員会費は、99万2,000円を増額でございます。これは、農業委員報酬で、農地利用の活動実績に応じた報酬分でございます。

款7土木費、目2道路維持費は、10万8,000円の減額で、街路灯改修工事の事業費確定によるものでございます。

款8消防費、目5防災費は、13万1,000円を減額するもので、指定避難所である文間地区農村集落センター及び利根東部農村集落センターのトイレ改修工事が完了したことに伴う事業費の確定でございます。

13ページをごらんください。

款11諸支出金，目4がんばる利根町応援基金費は，19万円の増額で，歳入でご説明申し上げましたように，17件の寄附がありましたので，これを基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第30号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第30号は，議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の6月8日に質疑，討論，採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第10，議案第31号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

石川都市建設課長。

〔都市建設課長石川 篤君登壇〕

○都市建設課長（石川 篤君） それでは，議案第31号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について，補足してご説明申し上げます。

これは，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のとおり3月30日に専決処分をしたので，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

2ページをごらんください。一番最後のページです。

第1表，繰越明許費補正でございまして，款1下水道費，項1下水道費，事業名が公共下水道事業変更計画策定業務委託で，1,000円の増額が必要となりましたので，補正前の金額753万8,000円に1,000円を増額しまして，補正後の金額753万9,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第31号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第31号は，議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の6月8日に質疑，討論，採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第11，議案第32号 利根町総合振興計画条例を議題とします。

補足説明を求めます。

飯塚企画課長。

〔企画課長飯塚良一君登壇〕

○企画課長（飯塚良一君） 議案第32号 利根町総合振興計画条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

この条例の策定につきましては、提案理由にもありますとおり、総合振興計画の基本構想は、平成23年の地方自治法の一部改正により、法的な策定義務はなくなりましたが、町といたしましては、総合振興計画を町の最上位計画として位置づけるとともに、その策定手続等について条例で定めたいので提案するものでございます。

なお、この条例は、昨年度より策定を進めております第5次総合振興計画から適用になるもので、この条例の策定により、総合的かつ計画的な行政運営を図っていこうとするものでございます。

それでは、条例によりご説明させていただきます。

第1条の条例の目的でございますが、この条例は、総合振興計画の位置づけを明確にし、及びその策定にかかわる手続を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もって将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とするものでございます。

次に、第2条では用語の定義を、第3条では町の策定義務を、第4条では町の最上位計画としての位置づけ及び他の計画との整合について、それぞれ規定しております。

第5条は、利根町振興計画審議会への諮問についての規定で、基本構想及び基本計画の策定、改廃時には、当該審議会に諮問する旨を規定しております。

第6条は、議会の議決についての規定で、基本構想の策定、改廃には議会の議決を要することを規定しております。

次のページの第7条でございます。第7条では、計画の策定、改廃後は速やかに公表することを規定しております。

第8条は、町長への委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第32号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第32号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月8日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第12，議案第33号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

補足説明を求めます。

川上保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長川上叔春君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（川上叔春君） それでは，議案第33号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして，補足してご説明申し上げます。

本町の医療福祉費支給におきましては，県の医療費助成と県の助成が受けられない場合は，町単独の助成制度によりまして，出生から18歳まで全ての方へ医療費の無償化を実施しております。

県の医療費助成は，現在，出生から小学生までが外来診療と入院の両方が，中学生は入院のみ対象であります。本年10月1日から高校生年齢相当も，入院のみですが，医療費助成の対象として広がることになりました。

このことから，県の医療費助成対象の小児の年齢が本年10月1日から現行の15歳から18歳まで拡大されることに伴いまして，小児の年齢定義を改正する必要があるため提案するものでございます。

それでは，お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりまして，主な改正部分についてご説明申し上げます。

まず，第1条に，助成対象として規定している「高校生相当」を削除するものでございます。これは，県の小児の補助対象年齢が15歳から18歳まで拡大されることにより，高校生の年齢相当まで含まれることから削除するものでございます。

次に，第2条第2号でございますが，小児の年齢定義を15歳から18歳に改めるものでございます。

次の第3号の高校生相当につきましては，小児の年齢定義と重複するため削除するものでございます。

2ページをお願いします。

第3条は，高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴うもので，被保険者の住所地特例の規定を改めるものでございます。

次の第4条第2項及び同項第1号については，社会保険各法に基づく療養費の項目の整理でございまして，これまでも助成対象となっていました柔道整復，あんま，マッサージ，はり，きゅうについて，規定の明文化がされていなかったため，今回の改正で，「保険医療機関等以外のその他の者」と追加規定するものでございます。

次の第4項につきましては，社会保険各法に基づく給付の項目の整理で，語句の改正でございます。

5 ページをお願いします。

第5条第1項第1号は、所得税法等の一部改正に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

附則としまして、第1項は、施行期日でございまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、茨城県の小児対象年齢拡大に伴う第1条及び第2条第2号の改正規定、並びに第2条第3号を削る改正規定は、平成30年10月1日からの施行となります。また、所得税法等の一部改正に伴う第5条第1項第1号の改正規定は、平成31年6月1日からの施行となります。

第2項は、経過規定で、この条例の施行前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 議案第33号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第33号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月8日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第13、議案第34号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

補足説明を求めます。

岡野子育て支援課長。

〔子育て支援課長岡野成子君登壇〕

○子育て支援課長（岡野成子君） それでは、議案第34号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、厚生労働省令で定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の資格要件の一部が改正されたため、町条例におきましても同様に改めたいので提案するものでございます。

内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第10条第3項で、放課後児童支援員の資格について、各号において基礎資格の要件を定め、都道府県知事が行う研修を修了した者と規定しております。

初めに、第4号の改正は、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者を、教育職員免許法第4

条に規定する免許状を有する者に改めるものです。これは、教諭となる資格を有する者が、教員免許更新制との関係で、有効期間内の免許状を有する者であるのかわかりづらい規定となっていることを踏まえて、免許法第4条に規定する種類の免許状を取得していればよいとされたものです。

次に、第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を新たに追加するものです。これは、資格要件を拡大し、最終学歴が中学校卒業の者に対し、一定の実務経験後に支援員の資格取得を可能としたものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第34号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第34号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第34号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月8日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第14、議案第35号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。

武藤財政課長。

〔財政課長武藤武治君登壇〕

○財政課長（武藤武治君） 議案第35号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金は、741万7,000円の増額でございます。今回の補正予算の財源手当てとして、基金から繰り入れするものでございます。

款19諸収入、目3雑入は、6,000円の増額でございます。これは、保健福祉センター職員の産前産後休暇及び育児休業により、臨時職員を雇用するための賃金に係る雇用保険料の個人負担金立てかえ分でございます。

次に、歳出でございますが、下の7ページをごらんください。

款4衛生費、目1保健衛生総務費は、271万7,000円の増額で、ただいま歳入でも申し上げましたが、保健福祉センター職員の保健師が出産するに当たり、7月から産前産後休暇及び育児休業に入りますので、その間臨時職員として保健師を雇用したいので、今年度分

の7月から来年3月までの関係する賃金と共済費を計上するものでございます。

目3 すこやか交流センター費は、77万8,000円の増額でございます。これは、すこやか交流センター2階調理室のエアコンが、既に26年を経過し、経年劣化により壊れてしまい、業務に支障を来しているため、交換、修繕するものでございます。

次に、款5 農林水産業費、目6 農村環境整備事業費は、10万5,000円の増額でございます。これは、利根親水公園維持管理事業で、親水公園内の上水道とトイレの給水管が経年劣化により壊れてしまい、漏水したため、すぐに修繕しましたが、既に今年度の予算がなくなってしまったため、修繕費を増額するものでございます。

また、下の集落センター運営事業は、賃金で、臨時個人通勤費の増額でございます。これは、文間地区農村集落センターでこの4月に管理人がかわったことにより、当初見込んでいなかった通勤費が発生したことによるものでございます。

8ページをお開き願います。

款6 商工費、目2 商工振興費は、10万円の増額でございます。これは、自治金融制度事業の茨城県信用保証協会損失補償寄託金で、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に債務保証をする信用保証制度でございます。このたび、茨城県信用保証協会から、平成29年度末の本町の損失補償寄託金の状況について連絡がありまして、残高が少なくなっているため、今年度事故があった場合に対応するのに増額してほしいと依頼されたことによるものでございます。

款9 教育費、目4 教育研究指導費は、320万8,000円の増額でございます。これは、本年3月に小学1年生で車椅子を利用している児童の2階、3階への移動手段として、バッテリー式の階段昇降車を購入しましたが、新学期に入って実際に階段昇降車を利用するに当たり、安全を確保するため、専門的知識または経験のある支援員、介助員が必要になったため、新たに支援員3名を雇用するための賃金と共済費の計上でございます。これにより、階段昇降車に介助する支援員を4名配置し、2人一組で交互に対応することができますので、児童のさらなる安全が図れるものです。

次に、項4 社会教育費、目6 生涯学習事業費は、13万1,000円の増額でございます。これは、小学校低学年の児童を対象とした英語教室事業で、身近なものを英語で話したり、ゲームなどで英語に触れてみたり、英語に親しんでもらうもので、ボランティアの方のご協力をいただき、5月13日に図書館の2階で第1回目を開催しております。6月も、ボランティアの方のご協力をいただき17日に開催する予定ですが、7月から毎月1回継続して実施するために、現在、各小学校に業務委託をお願いしています外国語指導講師1名と非常勤の英語学習講師を2名お願いしまして、3名体制で実施するものでございます。どちらも今年度9回分の計上でございます。

9ページをごらんください。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費は、38万4,000円の増額でございます。これは、国

民体育大会準備事業で、本年9月22日に開催します平成31年茨城国体開催に伴うデモンストレーションスポーツとして行うウォーキング大会のプレ大会開催費用でございます。

需用費の内訳としまして、消耗品費は、平成31年度本大会のいきいき茨城ゆめ国体のウォーキング大会PR用の懸垂幕と横断幕を各1枚、のぼり旗を100本、PR用の名入れボールペン500本等の購入でございます。また、食糧費につきましては、参加者等の飲料ペットボトルとおもてなし用の赤飯500パックでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第35号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第35号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月8日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第15、議案第36号 市町の境界変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。

武藤財政課長。

〔財政課長武藤武治君登壇〕

○財政課長（武藤武治君） 議案第36号 市町の境界変更についてを補足してご説明申し上げます。

このたびの龍ヶ崎市と利根町の境界変更につきましては、平成22年2月2日付で計画確定のありました県営経営体育成基盤整備事業利根北部地区土地改良事業の事業実施の結果、従来の区画に沿った境界を新区画に基づいて変更し、あわせて境界変更における面積上の清算を行うため、地方自治法第7条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

なお、境界変更は、平成31年4月1日からでございます。

内容につきましては、龍ヶ崎市に編入する区域と利根町に編入する区域について、大字、小字、地番などそれぞれ記載のとおりでございます。

当該地番等につきましては、別添参考資料の区域明細図に色分けして表示してございますので、後ほどご説明いたします。

また、それぞれ編入する区域の中で、括弧書きを見ていただきますとおわかりになりますように、龍ヶ崎市に編入する区域の面積は3万451.3平方メートルになります。一方、利根町に編入する区域の面積は3万451平方メートルでございます。総面積の変動としましてはほとんど変わりませんが、利根町が若干ですが、0.3平方メートルほど減少となります。

それでは、参考資料をお願いいたします。

まず、位置図ですが、破線の部分が現在の利根町と龍ヶ崎市の境界になっております。そして、黒の太い実線の部分が今回の境界変更の対象となる土地改良事業の範囲になります。

次に、裏面の区域明細図をお願いいたします。

小さくてわかりづらいかもしれませんが、大字と小字、地番が入っております。右下にある凡例を見ていただきますと、黒い色で玉が四つついた実線が現在の境界で、赤い色で玉が四つついた実線が利根町と龍ヶ崎市の新しい境界になります。龍ヶ崎市から利根町に編入する区域が薄い緑色で、利根町から龍ヶ崎市に編入する区域がピンク色になっております。

なお、本町議会で議決をいただきました後は、龍ヶ崎市との連名により茨城県知事へ申請し、茨城県議会の議決を経て、総務大臣へ届け出すことになります。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第36号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第36号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月8日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第16、議案第37号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

補足説明を求めます。

武藤財政課長。

〔財政課長武藤武治君登壇〕

○財政課長（武藤武治君） 議案第37号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてを補足してご説明申し上げます。

このたびの利根北部地区土地改良事業による龍ヶ崎市と利根町の境界変更に伴い、当該区域内の土地の処分について、別紙市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議書のとおり行いたいので、地方自治法第7条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

別紙の協議書をお願いいたします。

龍ヶ崎市と利根町との境界変更に伴う財産処分で、龍ヶ崎市に編入する区域とは、現在利根町が所有している土地を龍ヶ崎市の所有とするものでございます。また、利根町に編入する区域とは、現在龍ヶ崎市が所有している土地を利根町の所有とするものでございます。この効力は、境界変更の効力の発生する日から生ずるものでございます。

内容は、龍ヶ崎市に編入する区域と利根町に編入する区域について、大字、小字、地番と、これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部または全部、地先の道路、水路である公有地の一部または全部でございます。それぞれ記載のとおりで、利根町所有から龍ヶ崎市所有になる区域の面積が3万451.3平方メートル、龍ヶ崎市所有から利根町所有になる区域の面積は3万451平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第37号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第37号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月8日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第17、議案第38号 利根町監査委員の選任についてを議題とします。

補足説明を求めます。

清水総務課長。

〔総務課長清水一男君登壇〕

○総務課長（清水一男君） それでは、議案第38号の利根町監査委員の選任につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得るため提案するものがあります。

利根町監査委員に下記の者を選任したいので同意を求めるものであります。

1 住 所 利根町大字大平424番地

2 氏 名 五十嵐 弘

3 生年月日 昭和15年8月1日

なお、略歴につきましては、参考資料をごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 議案第38号の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第38号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月8日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（船川京子君） 日程第18，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす6月2日から6月3日までの2日間は，議案調査のため休会にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって，あす6月2日から6月3日までの2日間は，議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で，本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回，6月4日月曜日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時54分散会